

デジタル放送
が開始されま
した！



問い合わせ先

今月から、阿蘇（米塚）阿蘇北（大観峰）局は、デジタル放送が開始されました。
波野（荻岳）局は平成21年10月頃の放送開始予定です。

総務省地上デジタルハイビジョン放送受信相談センター

0570 070101

<http://www.soumu.go.jp/>



介護保険の施設サービスを利用する皆さまへ

介護保険制度には、施設入所および短期入所を利用する方のうち世帯全員が市民税非課税の方を対象に食費・居住費の負担が軽減される制度があります。

次表に該当する方は、申請者と利用者の印鑑を持って利用日までに高齢者支援課介護保険係または内牧支所市民係、波野支所市民係の窓口で申請してください。（負担限度額の認定は申請月からとなります。）

なお、負担限度額認定は前年の所得状況で判断しますので、毎年申請が必要です。

負担限度額認定の対象となる方

利用者負担段階	対象者
第1段階	・老齢福祉年金を受給している方で世帯全員が市民税非課税の方 ・生活保護を受給している方
第2段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方
第3段階	世帯全員が市民税非課税で第1段階及び第2段階に該当しない方

年度途中で市民税の課税状況に変更が生じた際は速やかにお申し出下さい。

負担額（注意）	対象者			食費のめやす（日額）
	1人1室個室	1人1室準個室（従来型個室）	多床室	
（第1段階） ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方 ・生活保護の受給者等	820円	490円 （320円）	0円	300円
（第2段階） 世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	820円	490円 （420円）	320円	390円
（第3段階） 世帯全員が市民税非課税で上記第2段階に該当しない方	1,640円	1,310円 （820円）	320円	650円
世帯に市民税課税の方がいる方	1,970円	1,640円 （1,150円）	320円	1,380円

注意：居住費や食費の負担額は施設との契約で決まり、施設によって異なります。

詳しくは、高齢者支援課介護保険係（TEL.22-3145）へお尋ね下さい。